

保 税 蔵 置 場 許 可 の 承 継 の 承 認 公 告

関税法第48条の2第6項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月14日

函 館 税 関 長 笠 川 隆 博

記

1. 合併後当該許可を承継する法人の名称及び住所
北海道空港株式会社
北海道千歳市美々987番地22
2. 承継に係る保税蔵置場の名称及び所在地(管轄官署:千歳税関支署)
キャスト 保税蔵置場
北海道千歳市美々 新千歳空港航空会社貨物ビル(JAL棟)
3. 承継前に許可を受けていた者の名称及び住所
株式会社キャスト
北海道千歳市美々987番地76
4. 承継後の保税蔵置場の名称及び所在地
北海道空港株式会社 保税蔵置場
北海道千歳市美々 新千歳空港航空会社貨物ビル(JAL棟)
5. 承継された許可期間
自 令和 6年 4月 1日
至 令和 9年 5月 31日